

第2回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

- 1 日時 令和2年3月3日(火) 午前9時～午前9時30分
- 2 場所 松本市役所 議員協議会室
- 3 出席者 各本部長及び指揮班長

4 協議事項

(1) 説明

ア 発生状況について(資料1)

説明：健康福祉部長

イ 今後の新型コロナウイルスへの対応について(資料2)

説明：健康福祉部長

ウ 学校の臨時休業に伴う対応について(別紙1)

説明：こども部長

(2) 主な意見 等

教育部長：教育部所管の図書館について、現在、学習スペースについて閉鎖をしていますが、その1階2階の図書スペースについて、やはり座席もあり、滞留もあるということ、本などの感染等も心配されることから、適用期間3月4日から、中央図書館をはじめ分館も含め全て閉館としたいという方針です。

それと別に、文教施設等ということで松本城、美術館等も閉館に関する周知方法について、経済界などへの周知をぜひ短時間ですがお願いしたい。

商工観光部長：基本的にはこの方針のとおりだが、駐車場については開場します。ほっとプラザ等日帰り温泉施設については、閉館予定です。ただし、既に予約を受けている宿泊施設等については、新規の予約は取らないが、予約があるものについては受け入れます。野麦峠スキー場については、シーズンパスがあり、閉鎖が非常に難しいため、閉鎖しません。

上條建設部長：対応方針の中の(2)ア(ウ)ですが、キャンセルした場合の使用料はいいですが、物販の関係で予約が入っている場合、その補償費はどうなるのでしょうか。

樋口健康福祉部長：市の方からの要請に基づいたものについては、詳細については、今後こちらの方でも検討していきたい。

小原商工観光部長：経済の関係について、まず小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援については、昨日付で厚労省の方から新たな助成金制度の創設が発表され、基本的に児童が通っている学校が臨時休校した場合に、親の企業が例えば有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた場合については、助成金を

全額支給するというようなものになっているため、企業としては、協力しやすい体制が整えられたと感じています。

それから、現在、街の中も非常に人通りも少なく、飲食店や物販の方も大変苦勞している状況です。観光客も来ておらず、宿泊等々についても、厳しい状況が続いていますが、昨日、国がセーフティーネット補正に関する情報を出しました。

これは、災害等があった時に、指定された地域限定で信用保証料について特段の配慮をするものですが、今回は47都道府県のすべてを対象にするという発言があり、信用保証料がかからない状況となるため、銀行が貸し出しをしやすい環境が整ったといえます。

この保証が、1ヶ月前の売上げが20%落ちた企業とするという条件ですが、松本市では、このハードルを下げて範囲を広げるため、この1ヶ月前の売上げが、例えば10%くらいまでとして、より資金融資がしやすくなる制度にし、また、これで最も低い利率というのが1.6%ですが、この条件で、さらに利子補給を半分で0.8%という特別の資金繰りの環境を整えたいと考えています。

最終を詰めていませんが、財政部等と相談しながら、最終的にはそういった形で調整をしたいと考えています。

今後、状況を見極めていく必要がありますが、これだけにとどまらず、必要があれば、別の対策についても今後対策を検討していきたいと考えます。いずれにしましても、中小企業特に小規模事業者をしっかりと支えていきたいと考えています。

本部長：塚田先生に質問ですが、市民の皆さんが、今の影響について、まだ不安がいっぱいあって特に医療体制について心配されていると思うのですが、医療的な立場での対応について、医師会を含めて、何かございましたらお願いしたいのですが。

健康福祉部次長：現在、医療提供体制につきましては、松本保健福祉事務所で管内の関係する医師会そして医療機関との連携をしながら、対応にあたるように調整をしているところです。

受診の際については、従前から広報しているように、まず、発熱等が続く場合、或いは基礎疾患のある方について、コロナウイルスの感染が疑われる患者さんについては、保健所の相談窓口にご相談をいただき、コロナウイルスの診断が必要な場合については、専門の外来を紹介し、検査を実施します。その結果が陽性と確定した場合については、感染症指定医療機関による市立病院での治療という大前提でやっており、その他の医療については管内の医療機関がバックアップするという形で対応しています。

したがって、これまでの広報などの周知のとおり住民の方々については、何か心配になることがあれば、まず医療については、保健福祉事務所の方に相談をい

ただくという形で対応いただきたい。

本部長：もう一つこれは大変難しい問題ですが、県外の特定の地域での発生が多く見られる時に、そちらの方面に行って帰ってきたような方がいた場合は、そういう方はできるだけご自分でも意識されて、色々な人の場に出ないように注意していただくといったことが、行政としてできるのかどうかということがあり、確かに、北海道へ行かれた方が、実際にはり患してそしてこちらに戻ってきて、それが…というような状況もあるし、東京の場合もそうですが、相当やっぱり慎重にしていかなければいけないと思うのですが、この辺は、どう思われますか。

健康福祉部次長：今現在、北海道等ではかなり患者が増えてきているという状況とありますが、先ほど申し上げました相談窓口にご相談いただいた際には、直近2週間での行動歴等の確認をさせていただきますので、そこで感染が多いような地域から来た場合に関しましては、少し慎重にお話を聞かせていただいて必要な受診調整をさせていただくような対応をしていますので、市民の皆様方にももし相談される場合には、渡航歴、滞在歴等につきましても、お話をいただけるようお願いしているということです。

病院局長：一昨日、病院事務管理者が着任いたしました。

その中の職員向けの病院職員向けの訓示の中で、まず第1は、今回の感染対策を病院として最大限に、感染抑制に向けて取り組んでくれという指示がありましたので、報告します。

(3) 本部長指示

本部長：ご承知のとおり国における専門家会議の報告からも、これから2週間前後が、急速な感染拡大が発生するか否かを分ける極めて重要な時期であるということでございますので、個人の感染予防策のさらなる徹底に加えまして、感染拡大抑制に万全を尽くしていただきたいと思います。

そのためにも、一つは、引き続き、市民の皆さんへの迅速な情報提供と、そして、一方で冷静な対応の呼びかけを行っていく。二つ目として、今回の感染症は、健康危機管理対象とみなし、まさに国難に準ずる緊急対応として、大規模災害等の場合と同様に、全庁挙げて万全を尽くしていただきたいと思います。